

公益財団法人 交通遺児等育成基金

制 度 概 要		公益財団法人 交通遺児等育成基金では、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的として、自動車事故により死亡した方及び自動車事故により重度後遺障害が残った方のお子様の生活基盤の安定を図るため、主に「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援給付事業」の事業を行っています。				
交通遺児育成基金事業	加入対象者	国内で発生した自動車事故で亡くなられた方の満 16 歳未満のお子様を対象にしています。				
	拠 出 金 (加入時)	0 ～ 4 歳	5 歳	6 歳	7 ～ 8 歳	9 歳
		700 万円	665 万円	630 万円	595 万円	560 万円
		10 歳	11 歳	12 歳～12 歳 6 ヶ月未満	12 歳 6 ヶ月 ～13 歳未満	13 歳～13 歳 6 ヶ月未満
		525 万円	485 万円	455 万円	430 万円	400 万円
		13 歳 6 ヶ月 ～14 歳未満	14 歳～14 歳 6 ヶ月未満	14 歳 6 ヶ月 ～15 歳未満	15 歳～15 歳 6 ヶ月未満	15 歳 6 ヶ月 ～16 歳未満
370 万円		340 万円	310 万円	280 万円	240 万円	
育成給付金 (月 額)	0 ～ 6 歳	6 歳 1 ヶ月 ～ 9 歳	9 歳 1 ヶ月 ～12 歳	12 歳 1 ヶ月 ～15 歳	15 歳 1 ヶ月 ～19 歳	
	54,700 円	62,700 円	67,700 円	77,700 円	92,700 円	
		お子様が満 19 歳に達する月まで支給されます。				
給付金総額	加入時年齢		受取総額			
	0 ～ 2 歳		1,587～1,456 万円			
	3 ～ 5 歳		1,391～1,259 万円			
	6 ～ 8 歳		1,194～1,043 万円			
	9 ～11 歳		968～805 万円			
	12～13 歳		724～631 万円			
	14～15 歳		538～342 万円			
	育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、お子様が満 19 歳に達したときの返還金はありません。					
その他給付	お子様が、 ➤ 満 6 歳、満 12 歳および満 15 歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ橋本給付金 60,000 円 ➤ 毎年 6 月末日時点で加入している場合、育成付加給付金 36,000 円 ➤ 満 19 歳に達し、育成給付金の支給が完了するときに、完了給付金 50,000 円 を支給します。					

交通遺児等支援給付事業	支給対象	自動車事故により生計を支えていた方が亡くなられ、または重度の後遺障害（自賠法施行令別表第1または別表第2に掲げる後遺障害（第1級から第3級に該当））が残った方の家庭で、生活が困窮しており、かつ、義務教育終了前のお子様がいる家庭を対象にしています。
	えつねん 越年資金	当該家庭が新年を迎えるにあたっての生活資金を必要とする場合に支給します。 【金額】 お子様1人につき30,000円
	入学支度金	お子様が義務教育を受けるために小学校または中学校に進学する場合に支給します。 【金額】 お子様1人につき60,000円
	進学等 支援金	お子様が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学または就職する場合に支給します。 【金額】 お子様1人につき60,000円
	緊急時 見舞金	① 自動車事故被害者家庭において、さらにお子様またはその扶養者が死亡または重度の後遺障害を被った場合に支給します。 【金額】 1家庭につき100,000円 ② また、災害等により家屋が全壊又は半壊の被害を受けた場合に支給します。 【金額】 1家庭につき100,000円または50,000円
問い合わせ先		公益財団法人 交通遺児等育成基金 〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階 フリーダイヤル：0120-16-3611 TEL：03-5212-4511 FAX：03-5212-4512 URL：https://www.kotsuiji.or.jp E-Mail：info1@kotsuiji.or.jp  HP

2026.4